

学籍異動に伴う奨学金の取扱い

学籍異動に伴う奨学金の取扱いは以下の通りです。(単位取得状況等により取扱いが異なる場合があります。)

なお、手続きについて、学生課から電話することがあります。学生課からは **022-727~**の番号で電話をかけますので、着信があった場合は出るか、必ずかけ直してください。

▼地域支援制度(宮城県)東北医科薬科大学修学資金

留年	修学資金の貸与が休止します。進級時に貸与が再開します。
停学	修学資金の貸与が休止します。復学時に貸与が再開します。
休学	修学資金の貸与が休止します。 ※振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。
復学	奨学金の貸与が復活します。 ただし、成績不振による留年期間にあたる場合は、復学時ではなく進級後に復活となります。
退学	修学資金の貸与が停止し、退学月の翌月末日までに返還額を一括返還していただきます。後日、修学資金の返還に関する書類を大学から修学生住所宛てに郵送します。なお、振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。(辞退等によりすでに貸与が停止しており、返還猶予の手続きをしている場合も、退学月の翌月末日までに一括返還していただきます。)

▼高柳義一奨学金

留年	奨学金の貸与が停止します。進級時に貸与が復活します。
休学	奨学金の貸与が休止します。
復学	奨学金の貸与が復活します。ただし、成績不振による留年期間にあたる場合は、復学時ではなく進級後に復活となります。また、休学時に振込超過がある場合、奨学金の復活時期が遅れます。
退学	奨学金の貸与が終了し、貸与終了の翌月から数えて4ヶ月目の月から返還が始まります。同封した「返済計画届」に奨学金の返済計画を記入後、期日までに学生課(奨学金担当)までご提出ください。後日、奨学金の返還に関する資料を大学から保証人住所宛てに郵送します。(辞退等によりすでに貸与が終了して在学猶予の手続きをしている場合も、退学の翌月から数えて4ヶ月目の月から返還が始まります。)

▼日本学生支援機構 貸与奨学金(第一種・第二種)

留年	奨学金の貸与が停止します。進級時に貸与が復活します。
休学	奨学金の貸与が休止します。 ※振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。
復学	奨学金の貸与が復活します。 ただし、成績不振による留年期間にあたる場合は、復学時ではなく進級後に復活となります。
退学	奨学金の貸与が終了し、貸与終了の翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。後日、奨学金の返還に関する資料を大学から保証人住所宛てに郵送します。なお、振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。(辞退等によりすでに貸与が終了して在学猶予の手続きをしている場合も、退学の翌月から数えて7ヶ月目の月から返還が始まります。)

▼高等教育の修学支援新制度

留年	授業料等減免・給付奨学金が終了します。
休学	<p>授業料等減免・給付奨学金が休止します。 なお、振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。</p> <hr/> <p>※休学期間があった場合でも、年度末に適格認定が実施されます。 以下のいずれかに該当し、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合、「廃止」となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 ○修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合 ○履修科目の授業への出席率が5割以下であり、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 →廃止（復学しても授業料等減免・給付奨学金は復活しません） <ul style="list-style-type: none"> ●修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下。 ●出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない。 →廃止（復学しても授業料等減免・給付奨学金は復活しません）+返還（学年初日からの支給額を返金）
復学	授業料等減免・給付奨学金が復活します。
退学	<p>奨学金の給付が終了し、退学日時点までの授業出席率や学業成績等で適格認定を行います。適格認定の結果、以下のいずれかに該当し、災害、傷病、その他やむを得ない事由がない場合、学年初日からの支給額を返金いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下。 ・出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない。 <p>なお、振込超過がある場合、超過分を一括で返還いただきます。 また、退学日が決定し、未振込となる月が発生した場合、後日未振込分を送金することがあります。</p>

【斟酌すべきやむを得ない事由がある場合の特例措置】

奨学金の給付終了時の適格認定において、『廃止』または『警告』の基準に該当すること（可能性含む）を自覚しており、その理由として、災害、傷病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得ない事由がある方は、以下書類を退学届とあわせてご提出ください。

※やむを得ない事情が確認でき、その事情が影響したと判断できる場合は『廃止』『警告』に**非該当**となります。

1) 事情書 

2) 罹災証明・診断書等の第三者発行の証明書類（コピー可）

▼その他の奨学金（民間育英団体・地方公共団体等）

各団体へ直接連絡し、手続き等について確認してください。